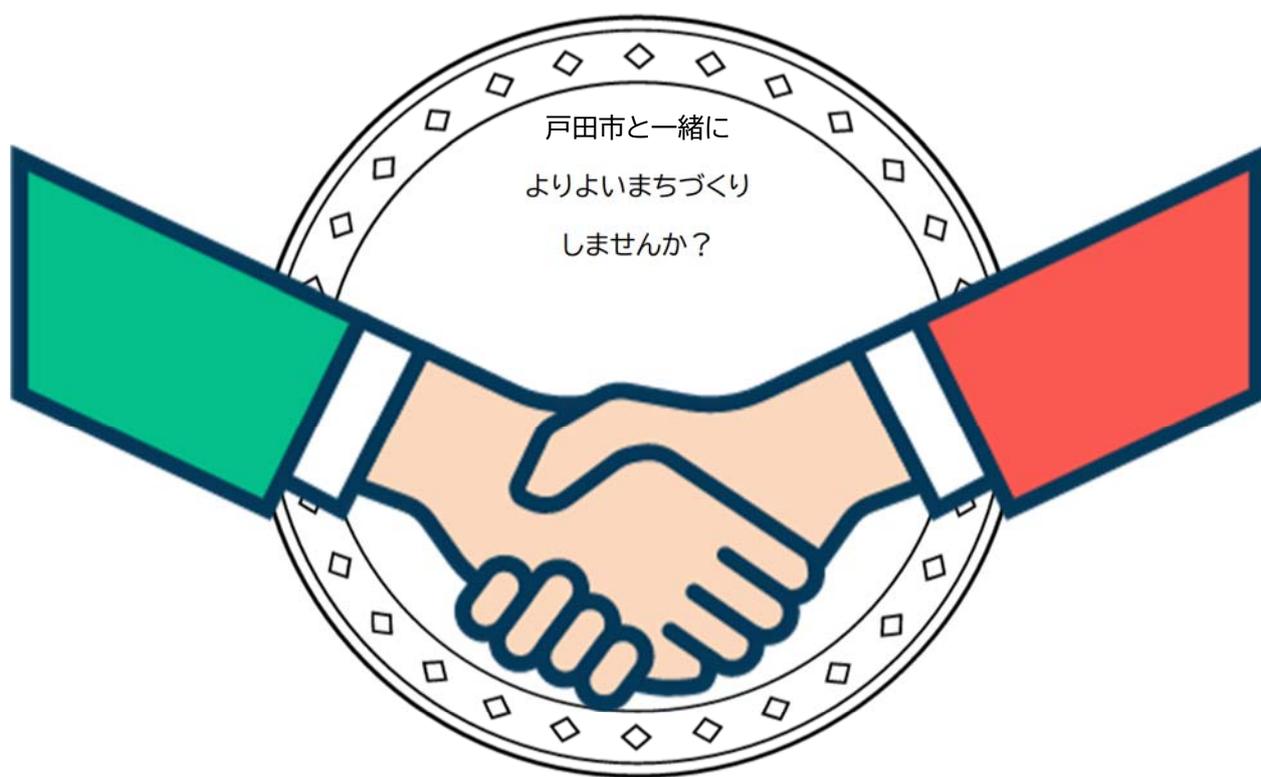


2026年度(令和8年度)

戸田市共創のまちづくり 補助金の手引き



戸田市 市民生活部 協働推進課



目 次

1. 戸田市共創のまちづくり補助金の趣旨	P.1
2. 各補助種別のご案内	P.1
3. 補助対象団体	P.6
4. 補助対象事業	P.7
5. 補助対象事業経費・科目一覧	P.8
6. 申請方法	P.11
7. 審査等について	P.13
8. その他	P.15

1. 戸田市共創のまちづくり補助金の趣旨

近年、生活様式や価値観の多様化が見られ、地域課題についても多様化や複雑化が進んでおり、市が保有する資源だけを使った課題解決が難しくなっています。

そのような中、戸田市では、平成26年7月に「戸田市自治基本条例」を制定し、暮らしの中に存在する地域課題を解決するためのルールや仕組みをつくり、市民活動団体が担い手となって地域課題の解決に取り組んでいます。

当補助金は、市民活動団体と行政が協働で実施する地域課題への解決や地域活性化に向けた事業への補助や、市民活動団体自らが単独又は連携して実施する公益性が高い事業について、補助を行います。

2. 各補助種別のご案内

	補助種別	補助内容	補助年数	補助率	補助限度額
市民協働コース	①行政提案事業補助 (P.2へ) ※1	市が設定したテーマについて、団体が提案し、市と協働して実施する事業	最大3年	100%	最大100万円
	②市民提案事業補助 (P.3へ) ※1	特にテーマの設定はなく、団体が提案し、市と協働して実施する事業			
育成支援コース	③単独事業補助 (P.3へ)	団体が独自に行う事業	最大1年	90%~50% ※2	最大20万円 ※2
	④団体協働事業補助 (P.4へ)	団体同士の協働で実施する事業			最大50万円 ※2
	⑤スタートアップ運営補助 (P.4へ) ※3	申請日時点で設立の日から1年以内の団体の運営費及び事業費	最大1年	100%	最大5万円
	⑥SDGs 応援事業補助 (P.4へ) ※3	SDGs の理念に基づく事業	1年		

※1. ①行政提案事業補助と、②市民提案事業補助は、団体と市が協働で実施する、市の総合振興計画や各部局が所管する各計画の方向性に沿った事業が対象となります。申請に当たっては、協働予定の部署と事前に相談・調整したうえで申請書類の提出をお願いします。

※2. 申請年数によって、補助率・補助限度額が変わります。

※3. 申請は事業の前に行う事前申請となりますのでご注意ください。事業開始後の申請は受付できません。

※ 予算の範囲内で補助金を交付するため、場合によっては、当補助事業が中止、又は、減額となることがあります。

○市民協働コース

①行政提案事業補助

目的	団体と行政のそれぞれが持つ長所を活かし協働で実施する事業を支援し、地域課題の円滑な解決を目指すものです。
対象者	申請年度の4月1日時点で設立して1年以上活動を継続している団体
対象事業	市が設定したテーマに基づき、団体と市が協働で実施する地域課題の解決に寄与する事業
対象経費	事業実施に直接必要な経費です。詳細はP.8参照
補助年数	最大3年
補助限度額	最大100万円 ※1~3年目まで補助限度額は変わりません。
補助率	補助対象経費の100% ※1~3年目まで補助率は変わりません。
注意点	<ul style="list-style-type: none">・申請にあたり、指定された期間内に事前相談が必須です。詳細はP.11「(1)申請のスケジュール」を確認してください。・最大補助年数の3年を経過した後の事業の継続については、協働先の部署との調整になります。

2026年度の行政提案事業補助の募集テーマは以下のとおりです。

■多文化共生の推進事業

【概要】

- ・外国人市民、日本人市民に対し、多文化共生の推進を行う（例：やさしい日本語の積極的活用等の意識啓発、外国人市民に対する生活上のルールや社会福祉の周知啓発など）

【市の役割】

- ・市民団体が事業を実施するための庁内各課との調整補助、チラシ・リーフレットの配架、周知

【団体の役割】

- ・事業の企画、運営、日程調整、チラシ・リーフレットの作成、周知

【担当】市民生活部協働推進課

■食育活動の推進事業

【概要】

- ・市民に対し、市と共同で食育活動の推進を行う。（例：食に関する周知啓発や情報発信など）

【市の役割】

- ・市民団体が事業を実施するための事務（他課との調整補助など）
- ・市民団体が周知啓発及び情報発信をするための補助（広報誌やホームページなどへの掲載）

【団体の役割】

- ・食育に関する事業の企画及び運営
- ・食育に関する事業に係る周知啓発及び情報発信
- ・周知啓発及び情報発信に係る資材の準備（動画作成など）

【担当】健康福祉部福祉保健センター

②市民提案事業補助

目的	団体と行政のそれぞれが持つ長所を活かし協働で実施する事業を支援し、地域課題の円滑な解決を目指すものです。
対象者	申請年度の4月1日時点で設立して1年以上活動を継続している団体
対象事業	申請者からの提案に基づき、団体と市が協働で実施する地域課題の解決に寄与する事業
対象経費	事業実施に直接必要な経費です。詳細はP.8参照
補助年数	最大3年
補助限度額	最大100万円 ※1～3年目まで補助限度額は変わりません。
補助率	補助対象経費の100% ※1～3年目まで補助率は変わりません。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・申請にあたり、指定された期間内に事前相談が必須です。詳細はP.11「(1)申請のスケジュール」を確認してください。 ・最大補助年数の3年を経過した後の事業の継続については、協働先の部署との調整になります。

○育成支援コース

③単独事業補助

目的	団体の事業基盤の整備を支援するものです。
対象事業	団体が単独で実施する地域課題の解決に寄与する事業
対象経費	事業実施に直接必要な経費です。詳細はP.8参照
補助年数	最大3年 ※但し、2年目、3年目で補助率と補助限度額が下がります。
年数	1年目 補助対象経費の90% 最大20万円
補助率	2年目 補助対象経費の70% 最大16万円
補助限度額	3年目 補助対象経費の50% 最大12万円
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・申請にあたり、指定された期間内に事前相談が必須です。詳細はP.11「(1)申請のスケジュール」を確認してください。

④団体協働事業補助

目的	団体の事業基盤の整備を支援するとともに、関係団体との連携を促進するものです。
対象事業	申請者と他の団体が協働で実施する地域課題の解決に寄与する事業
対象経費	事業実施に直接必要な経費です。詳細は P.8 参照
補助年数	最大 3 年※但し、2 年目、3 年目で補助率と補助限度額が下がります。
年数	1 年目 補助対象経費の 90% 最大 50 万円
補助率	2 年目 補助対象経費の 70% 最大 40 万円
補助限度額	3 年目 補助対象経費の 50% 最大 30 万円
協働先の対象者	申請者ととも申請事業を主体的に実施する団体 ※協働先の団体の法人格の有無や営利・非営利は問いません。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・申請にあたり、指定された期間内に事前相談が必須です。詳細は P.11 「(1) 申請のスケジュール」を確認してください。 ・申請に当たっては、第 5 号様式「戸田市共創のまちづくり補助金協働団体同意書」の提出が必要です。それぞれの団体の役割分担及び協働で得られる相乗効果等について詳しく記載してください。

⑤スタートアップ運営補助

目的	団体の運営基盤の整備及び事業の実施を総合的に支援するものです。
対象者	申請日時点で設立の日から 1 年以内の団体で、市内で公益的事業を実施又は実施予定で、既に設立されている団体 ※法人格の有無は問いません。
対象経費	事業実施及び団体運営に直接必要な経費です。詳細は P.9 参照
補助額	最大 5 万円
補助年数	1 年
注意点	・事業実施前に申請・交付決定を受けてください。

⑥SDGs 応援事業補助

目的	SDGs の理念に基づいた事業の実施を支援するものです。
対象経費	事業実施に直接必要な経費です。詳細は P.8 参照
補助額	最大 5 万円
補助年数	1 年
注意点	・事業実施前に申請・交付決定を受けてください。

注意事項

- ・ 補助金の交付を受けられるのは、年度内1団体につき1回までです。
 - ・ 同一内容の事業で補助金の交付を受けることができるのは、3回までです。（スタートアップ運営補助は1回のみ。SDGs 応援事業補助は限度なし）
 - ・ 補助金の交付を受けた事業と別の事業であれば、同じ団体であっても新規事業として、申請をすることができます。（ただし年度内に事業を重複しての交付はできません）
 - ・ 継続して補助金の交付を希望する場合も、毎年度申請が必要となります。また、他の団体の新規の応募事業と同様に扱い、審査します。
 - ・ 補助金を申請する年度が連続していなくても（途中で補助金の申請をしない年度があっても）、同一内容の事業であれば継続事業として扱います。
 - ・ 継続事業で、補助種別を替えて申請する際は、補助年数を引き継ぐこととし、新しい補助種別の補助年に基づく補助率と補助限度額が適用されます。
 - ・ 複数の団体から類似した事業の提案があった場合には、決定額を調整させていただく場合があります。
 - ・ 補助金の交付決定額は、審査結果により、申請額以下となる場合もあります。
 - ・ 交付決定後に事業計画の変更や中止をする場合は、別途、書類の提出が必要です。書類の提出がない場合、補助金を返還していただく場合があります。
 - ・ 交付決定後、補助金の確定前交付を受けた場合で、事業完了後、補助金の余剰金が出たときや、補助金の交付確定額が交付決定額未満となった場合は、補助金の交付確定後、補助金を返還していただきます。
 - ・ 交付決定後に以下のようなことが判明した場合、補助金の返還を求める場合があります。
 - 虚偽、不正な手段により交付決定を受けたとき
 - 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - 補助事業に対して、戸田市又は戸田市から補助金の交付を受けている団体から別の金銭的補助を受けたとき
- 補助金の交付決定後であっても、新型コロナウイルス感染症の状況など社会情勢によっては、事業を中止していただく場合がありますので予めご了承ください。

3. 補助対象団体

補助金の申請ができる団体は、以下の条件を満たす団体です。

(1) 全補助メニュー共通

次の項目のすべてに該当する団体が対象となります。

- ① 市内で公益的事業を実施又は実施予定で、すでに設立済みの団体
- ② 会則、当該年度の事業計画書・収支予算書、前年度の事業報告書・収支決算書、又はそれに類する企画書、収支計画を有する団体
- ③ 戸田市ボランティア・市民活動支援センター（TOMATO）に団体登録をしている団体
- ④ 政治活動及び宗教活動並びに営利を目的としない団体
- ⑤ 暴力団でない団体及び当該暴力団の構成員（構成員であった者を含む。）の統制下でない団体
- ⑥ その他公益を損なわないと市長が認めた団体

(2) スタートアップ運営補助

上記（1）のすべてに該当し、かつ申請日時点で設立の日から 1年以内の団体が対象となります。

(3) 行政提案事業補助・市民提案事業補助

上記（1）のすべてに該当し、かつ申請年度の4月1日時点で設立の日から 1年以上経過した団体が対象となります。

4. 補助対象事業

(1) 補助の対象となる事業

補助金の申請ができる事業（補助対象事業）は、以下の条件のすべてを満たす事業です。

- ① 市内における社会問題や地域課題の解決・軽減、地域の活性化に寄与する社会貢献事業で、継続的に取り組む必要がある事業
- ② 特定非営利活動促進法（NPO 法）に規定する 20 分類（※）に該当する活動で多数の市民の利益増進に寄与する事業

※NPO 法の 20 分類については、内閣府のホームページをご覧ください→



- ③ 市から他の補助を受けていない事業

・戸田市及び戸田市から補助金の交付を受けている団体から金銭的補助を受けている「事業」は申請できません。

・国や都道府県、民間団体などから補助金の交付を受けている場合でも、申請することができます。ただし、その場合は、すでに補助金の交付を受けている制度において二重補助を受けることが可能か、必ず確認してください。

- ④ 戸田市の第 5 次総合振興計画や各部局が所管する各計画の方向性に沿った事業（行政提案事業補助及び市民提案事業補助のみ）

戸田市第 5 次総合振興計画（戸田市 HP）はこちらからご覧ください→



(2) 補助の対象外となる事業の例

以下のいずれかに該当する事業は補助の対象外となります。

- ・政治、宗教活動又は営利を目的とするもの
- ・特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・施設等の建築又は整備を主たる目的とするもの
- ・学術的な研究のみを目的とするもの
- ・市の既存事業で十分に対応できているもの
- ・その他市長が適当でないと認めたもの

5. 補助対象事業経費・科目一覧

補助対象経費の科目は、それぞれ以下のとおりです。

- (1) ①行政提案事業補助・②市民提案事業補助・③単独事業補助
④団体協働事業補助・⑥SDGs 応援事業補助

科目一覧表

No.	対象科目	説明	例示
1	謝礼金		講師、協力者への謝金等
2	交通費	公共交通機関による交通費用	事業実施に必要な移動交通費等
3	消耗品費	税込単価1万円未満の消費物品費用	紙、インクカートリッジ、文房具等の物品等
4	食糧費	構成員への食糧費は除く	講師、参加者等へのお茶代等
5	通信運搬費	通信・運搬に要する費用	切手代、物品の配送料等
6	原材料費	原材料に要する費用	食材費、材料費等
7	印刷製本費	関係資料の印刷や製本に要する費用	写真、書類、チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷代
8	保険料		イベント保険料、備品等の損害保険料等
9	使用料	事業実施の際に要する費用	機器使用料、会場使用料、付属設備使用料等
10	委託費	自団体では、実施できない業務の一部を委託する際に生じた費用	看板作成費、会場設営費、事業のHP管理委託費等
11	賃借料	運営上必要とされる機材の賃借に要する費用	事業に必要な機材の賃借料等
12	その他	研修費、修繕費、備品費等1～11に該当しない科目については、事前にご相談ください。	

※1. <<収支予算書>>の「科目」に計上されていない経費は、事業実施時に支出が生じたとしても、補助の対象とはなりません。

※2. No7 印刷製本費～No.10 委託費は、見積書や料金表等、金額の根拠となる資料の提出が必要な科目です。

○補助対象外となる経費

- ・交際費
- ・団体運営に必要な経費（人件費・家賃・賃借料・光熱水費 等）
- ・団体員の食糧費
- ・補助対象経費の2分の1以内または20万円（限度額）のいずれか低い額を超える備品購入費
- ・パソコンやカメラ等他の事業においても使用可能な汎用性の高い備品購入費
- ・その他、市長が不相当と認めた費用

(2) ⑤スタートアップ運営補助

科目一覧表

No.	対象科目	説明	例示
1	謝礼金		講師、協力者への謝金等
2	交通費	公共交通機関による交通費用	事業実施に必要な移動交通費等
3	消耗品費	税込単価1万円未満の消費物品費用	紙、インクカートリッジ、文房具等の物品等
4	食糧費	構成員への食糧費は除く	講師、参加者等へのお茶代等
5	通信運搬費	通信・運搬に要する費用	切手代、物品の配送料等
6	原材料費	原材料に要する費用	食材費、材料費等
7	印刷製本費	関係資料の印刷や製本に要する費用	写真、書類、チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷代
8	保険料		イベント保険料、備品等の損害保険料等
9	使用料	事業実施の際に要する費用	機器使用料、会場使用料、付属設備使用料等
10	委託費	自団体では、実施できない業務の一部を委託するときの費用	看板作成費、会場設営費、団体や事業のHP管理委託費等
11	光熱水費	運営上必要とされる恒常的な経費（但し、住居としても使用している場合には対象外）	事務所の電気、ガス、水道料
12	賃借料		事務機器等の賃借料等
13	その他	研修費、修繕費、備品費等、1～12に該当しない科目については、事前にご相談ください。	

※1. <<収支予算書>>の「科目」に計上されていない経費は、事業実施時に支出が生じたとしても、補助の対象とはなりません。

※2. No7 印刷製本費～No. 10 委託費は、見積書や料金表等、金額の根拠となる資料の提出が必要な科目です。

○補助対象外となる経費

- ・交際費
- ・団体員の食糧費
- ・パソコンやカメラ等他の事業においても使用可能な汎用性の高い備品購入費
- ・その他、市長が不相当と認めた費用

(3) 補助対象事業経費・科目の注意事項

- ・領収書のない支出、宛名に団体名が入っていない領収書や但し書きの記載が「お品代として」のみの領収書は、補助対象となりません。文具代、消耗品、会場費等、具体的に記載をお願いします。店舗によっては、購入明細がわからない場合があります。その場合は明細のコピーを取る、写真を撮るなどして購入した明細が分かるようご提出ください。また、レシート用紙に領収書が印字される場合は明細を切り離さずにご提出ください。
- ・個人に謝礼を渡す場合は、相手先から受領書にサインをもらい提出してください。その他で領収書が発行できない場合は、領収書の代わりとなる支払ったことを証明する書類の提出が必要となります。
- ・《収支予算書》の「科目」に計上されていない経費は、事業実施時に支出が生じたとしても、補助の対象とはなりません。
- ・補助金によって取得した備品は、耐用年数を経過した等の一定の条件を満たさない限り、目的外使用・譲渡・売却などはできません。
- ・振込手数料は、発生した科目に付随した費用とし、団体名、振込先の入った明細票等の添付が必要です。
- ・インターネット等で購入したものの配送料は、発生した科目に付随した費用としてください。
- ・事業で自家用車等を使用した際の燃料費（ガソリン代）については、事業で使用したと認められるのみ補助の対象となります。高速道路や有料道路の利用料については、いかなる場合であっても補助対象経費にはなりません。
- ・申請団体（団体協働事業補助においては、協働先の団体を含む）のメンバーに対する支払いや主催・共催・後援団体の会員、家族等への謝礼・報酬などは、補助対象外となります。

6. 申請方法

(1) 申請のスケジュール

コース名	補助種別	事前相談期間	申請受付期間	補助対象期間
市民協働 コース	①行政提案事業補助	令和8年3月2日 (月)~ 令和8年3月19日 (木) ※必須	令和8年4月1日 (水)~ 令和8年4月15日 (水)	令和8年4月1 日(水)~ 令和9年2月28 日(日)
	②市民提案事業補助			
育成支援 コース	③単独事業補助			
	④団体協働事業補助	申請前に相談	令和8年4月1日 (水)~ 令和9年2月10日 (水)	
	⑤スタートアップ運営 補助			
	⑥SDGs 応援事業補助			

(2) 提出書類

- ・補助金等交付申請書（戸田市補助金等交付規則第1号様式）
- ・戸田市共創のまちづくり補助金応募用紙
- ・見積書等（詳細は、P.8、P.9「5.補助対象事業経費・科目一覧」参照）
- ・本年度の団体の事業計画書・収支予算書
- ・前年度の団体の事業報告書・収支報告書（スタートアップ補助又は、本年度より発足した団体は不要）
- ・会則等の規約、又はそれに類する書類
- ・構成員名簿
- ・戸田市共創のまちづくり補助金協働団体同意書（団体協働事業補助申請時のみ）
- ・協働相手の会則、名簿（団体協働事業補助申請時のみ）

※構成員名簿の提出にあたっては、各構成員の同意を得たうえで提出してください。

※取得した個人情報は、当補助金の事務を遂行する目的にのみ使用し、第三者に提供いたしません。

(3) 提出方法

提出先

戸田市 市民生活部 協働推進課 市民交流担当

市役所 3階 30番窓口

受付時間：月曜日から金曜日（土日祝日年末年始は除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※メールの場合は随時受け付けています。

住 所：〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1-18-1

電 話：048-441-1800（内線 426）

メー ル：community@city.toda.saitama.jp

注意事項

- ・原則窓口でのご提出をお願いします。
- ・提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- ・提出時に申請事業の内容等について確認させていただく場合がありますので、お時間に余裕を持ってお越してください。

7. 審査等について

補助金申請がされた事業は、「戸田市共創のまちづくり補助金審査委員会」により審査を行い、審査結果を基に補助金の交付可否を市長が決定します。

①行政提案事業、②市民提案事業、③単独事業、④団体協働事業補助の審査について

第1次審査

書類審査により、「当補助金の趣旨に合致しているか」及び「補助対象事業として適正かどうか」を総合的に判断します。

第2次審査

第1次審査通過団体は、プレゼンテーション（7分間の動画作成）を行います。

- ・ 第1次審査において、審査委員、アドバイザーより出た意見等を活かし、事業紹介、団体PRなどのプレゼンテーション動画作成をお願いいたします。なお、参加人数やプレゼンテーションの方法は自由です。
- ・ 作成した動画で審査を行います。団体でご用意いただく他に、オンライン会議システム（Zoom）等を用いて作成しても構いません。
- ・ 審査員の動画視聴後、第2次審査で出た質問や意見を団体にお渡しいたしますので、期日までに書面で回答をご提出ください。

審査方法・項目・配点について

審査委員会による審査を行います。審査委員が、それぞれ以下の審査項目に基づき採点を行い、全委員の採点の結果、平均得点率が6割を越えた事業は合格となります。

また、審査結果によっては、補助金の交付決定額が申請額以下となる場合や、申請額の合計が予算を上回る場合、予算の範囲内で得点率の上位の者から順に採択される場合があります。

①企画提案内容（20点）

- ・ 公益性が高く、解決の求められている課題であるか
- ・ 市民サービス・事業効率は向上するか
- ・ 事業の継続性や発展性が期待できるか
- ・ 新しい視点、方向性があるか
- ・ 総合振興計画等の方向性に沿っているか（行政提案、市民提案事業補助のみ）

②事業の実現性（10点）

- ・ 事業の実施手法、実施体制、実施スケジュールは適切か
- ・ 団体が実施に必要な資質を有しているか

③費用の妥当性（10点）

- ・費用は適切に算出されているか
- ・予算と事業成果の費用対効果が十分に認められるか

④協働による効果・役割分担（5点）※団体協働、行政提案、市民提案事業補助のみ

- ・役割分担は適切であり、それぞれの特性を生かした役割分担であるか
- ・協働による相乗効果が期待できるか

スケジュール

■事前相談期間	令和8年3月2日（月）～19日（木）
<u>例年より事前相談機関が短いため、ご注意ください。</u>	
■申請受付期間	令和8年4月1日（水）～15日（水）
■1次審査（書類）	令和8年5月（予定）
■2次審査（動画）	令和8年6月（予定）
■交付決定・交付	令和8年6月（予定）
■補助対象期間	令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）
■報告書類及び動画提出	令和9年2月26日（金）または事業終了後随時
■交付金額の確定	令和9年3月（予定）

※必ず申請前に事前相談が必要です。

※報告書類及び動画提出につきましては、修正等のやり取りが発生する可能性があることから、事前に一度、報告書類一式のご提出をお願いいたします。

※実績報告書及び事業報告の動画は、個人情報等を伏せた上でホームページにて公開いたします。

⑤スタートアップ運営補助、⑥SDGs 応援事業補助の審査について

審査方法・項目・配点について

申請受付後、随時、審査委員会により審査を行います。審査項目は、①公益性（公益的な社会貢献事業であるか）②実現性（事業計画や予算が適正であるか）③SDGs の理念に基づいているか（SDGs 応援事業補助のみ）で審査します。

スケジュール

■申請受付期間	令和8年4月1日（水）～令和9年2月10日（水）
■事業実施	令和8年4月1日（火）～令和9年2月28日（日）
■報告書類提出	事業終了後2週間以内

※申請は必ず事業実施の前に行ってください。事業実施後の受付はできません。

※申請を受理してから10日程度で交付の可否を決定します。

8. その他

(1) 「戸田市共創のまちづくり補助金交付事業」の標示について

事業実施のために作成するポスターなどの印刷物や備品、看板などには、「戸田市共創のまちづくり補助金交付事業」の標示を行ってください。

記載がない場合は補助の対象から外れる場合がありますのでご注意ください。

また、完成したポスターなどを1部提出してください。

(2) 情報公開について

事業の透明性・公正性等を高め、また、団体の活動状況のPRのため、補助金交付が決定した事業の申請書や実績報告動画等については、個人情報伏せの上で戸田市ホームページにて公開します。

(3) 金銭面以外での支援について

市では、補助金の交付以外でも、事業を円滑に進めるための支援をすることが可能です。

事業の周知や担当部署との橋渡し、申請書等の書き方など、事業を進めていく中で困りごと等がありましたら、戸田市市民生活部協働推進課や、戸田市ボランティア・市民活動支援センター(TOMATO) (P.16 参照)にご相談ください。

市による支援の例

項目	概要	回数	備考
市内公共施設へのチラシ配架及び掲示	申請事業のチラシ配架、又は申請事業のポスターを市内公共施設館内に掲示できます。	年4回まで(3か月以上の間隔を空ける)	配架・掲示期間は各施設の判断によります。
広報戸田市への掲載	広報戸田市の情報ガイド欄に申請事業の内容等を掲載できます。(掲載希望月の前々月の1日までに原稿を提出)	年1回まで	紙面の都合上、掲載出来ない場合があります。
戸田市共催・後援(育成支援コースのみ)	申請事業の実施に当たり、戸田市の共催・後援を受けることができます。	1事業につき1回まで	詳細はお問い合わせください。
地域通貨戸田オールの活用	地域通貨戸田オール運営委員会では、市民活動団体の活動の支援を目的に地域通貨戸田オールを活用した各種事業を行っています。 詳しくは、地域通貨戸田オール運営委員会までお問合せください。	—	—

戸田市公式 SNS への掲載	戸田市公式 Facebook、X（旧 Twitter）、LINE 等にて、申請事業の内容等を掲載し、周知することができます。	1 事業につき、年間 4 回まで（各月 3 事業まで）	詳細はお問い合わせください。
----------------	--	-----------------------------	----------------

(4) 戸田市ボランティア・市民活動支援センターについて

戸田市ボランティア・市民活動支援センター（TOMATO）には、会議や打ち合わせ、団体同士交流ができるスペースや、印刷機、インターネット等が利用できるパソコン、ボランティア・市民活動に関する参考図書を用意しています。また、市民活動団体向けの補助金に関する情報や支援も行っています。

所在地

戸田市上戸田 1-18-1 市役所敷地内（東側）

開館時間

月～金曜日 ： 午前 9 時 ～ 午後 7 時
土・日・祝日 ： 午前 9 時 ～ 午後 5 時

休館日

毎月第 1・3・5 水曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

連絡先

電話 ： 048-441-4444
ファクス ： 048-441-4451
メール ： center@todasimin.net
ホームページ ： <http://todasimin.net/>



(5) 2025 年度の補助金交付状況

2025 年度の交付状況はこちらをご覧ください。→





戸田市ボランティア・市民活動支援センター(TOMATO)
イメージキャラクター トマピー

《お問い合わせ》

戸田市 市民生活部 協働推進課 市民交流担当

住所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1-18-1

電話 048-441-1800 内線 426